

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月24日（平成28年（行情）諮問第261号）及び同年4月6日（同第296号）

答申日：平成28年9月9日（平成28年度（行情）答申第307号及び同第308号）

事件名：陸幕だより（第543号）の一部開示決定に関する件  
陸幕だより（第545号）等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『陸幕だより』2015年9月発行分。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」及び「『陸幕だより』2015年10月発行分。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、文書2を保有していないとして不開示とし、文書1及び文書3の一部を不開示とした各決定は、妥当である。

文書1 陸幕だより 第543号（27.9.8）

文書2 陸幕だより 第544号（27.10.6）

文書3 陸幕だより 第545号（27.10.20）

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月27日付け防官文第18372号及び同年12月18日付け防官文第20100号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、それぞれ「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、各異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件各開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。
- (2) 本件対象文書の履歴情報の特定を求める。
- (3) 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求め

る。

- (4) 紙媒体についても特定を求める。
- (5) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を提示すべきである。
- (6) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。また、第544号(文書2)が存在していないか、改めて関連部分を探索すべきである。
- (7) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成27年11月27日付け防官文第18372号及び同年12月18日付け防官文第20100号により一部開示決定(原処分)を行った。本件各異議申立ては、原処分に対してされたものである。

#### 2 不開示とした部分及び理由について

- (1) 文書1及び文書3については、写真の顔部分の一部(法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)につき、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため、不開示とした。
- (2) 文書2については、保存期間満了につき廃棄しており、不存在であるため、不開示とした。(諮問第296号)

#### 3 陸幕だよりについて

「陸幕だより」は、陸上自衛隊の各級指揮官等への情報の速達を図るため、陸上幕僚監部監理部総務課広報室(以下「陸幕広報室」という。)が月2回(第2及び第4月曜日)を基準として作成している部内広報誌であり、その保存期間は次号の発行予定日の前日までとしている。

また、閲覧方法は、ペーパーレス化の促進及び業務簡素化の観点から、PDF化したデータを陸上自衛隊内部のネットワークである陸上自衛隊指揮システムに掲示することにより行っており、原稿データは閲覧用PDFデータを作成後廃棄しているため、紙媒体及びPDFデータ以外の電磁的記録は保有していない。

#### 4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件各開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象

文書の取扱いは上記3のとおりであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件各開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、文書1については開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認し、文書3については原処分2に対する異議申立てがされた時点においては、異議申立人から開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「「行政文書」についての国の解釈に従い」、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、陸上自衛隊では、従来より一貫して上記3のとおり陸幕だよりを取り扱っており、本件対象文書についても紙媒体は保有していない。
- (5) 異議申立人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべき」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、上記(4)で述べたとおり紙媒体は保有していない。
- (6) 異議申立人は、「過去の開示事例を見る限り、写真等の黒塗りが必要以上広範囲にわたっているので、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち不開示部分についてその取消しを求めるが、「過去の開示事例」が何を指して

いるのか不明であり，そもそも「過去の開示事例」と原処分は何ら関係性を有していない。

なお，原処分においては，本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果，その一部が上記2（1）のとおり同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり，その他の部分については開示している。

- (7) 本件開示請求（平成27年9月30日受付）は，9月に発行された「陸幕だより」を求めるものであり，文書2は平成27年10月6日に発行されていることから，本件開示請求の対象とはならない。（諮問第261号）
- (8) 異議申立人は，文書2が存在していないか，改めて関係部局を探索するよう求めるが，当該文書の探索においては漏れがないよう入念に確認を行った結果，保存期間を満了して廃棄済みであることを確認しており，本件異議申立てを受け，確実に期すために行った再度の探索においても，当該文書の存在を確認することはできなかった。（諮問第296号）
- (9) 以上のことから，異議申立人の主張にはいずれも理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合の上，調査審議を行った。

- ① 平成28年3月24日 諮問の受理（諮問第261号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年4月6日 諮問の受理（諮問第296号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同月14日 審議（諮問第261号）
- ⑥ 同月20日 審議（諮問第296号）
- ⑦ 同年9月7日 諮問第261号及び同第296号の併合，本件対象文書の見分並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は，陸幕広報室から発行される「陸幕だより」のうち，平成27年9月及び10月発行分の開示を求めるものであり，処分庁は，文書1ないし文書3を本件対象文書として特定し，文書2についてはこれを保有していないとして不開示とし，文書1及び文書3については法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し，異議申立人は，原処分の取消しを求めるとともに，紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求めているので，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，文書2の保有の有無，本件対象文書の

特定の妥当性並びに文書 1 及び文書 3 の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 文書 2 の保有の有無について

(1) 異議申立人は、文書 2 が存在していないか改めて探索すべきであると主張するところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 部内の広報である「陸幕だより」は、陸上自衛隊内部のネットワークである陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示することにより各部隊において閲覧できるようにしており、文書 2 を特定の上、その存在について確認を行ったが、当該文書の開示請求時点（平成 27 年 11 月 2 日受付）で、次号発行予定日の前日までとしている保存期間が満了して廃棄済みであった。

イ 「陸幕だより」の作成部署である陸幕広報室においては、文書 2 は既に廃棄済みであり、外に印字した紙媒体及び複製した電子媒体も保有していないことを確認し、さらに、同室を含む陸上幕僚監部内の全ての部課等及び「陸幕だより」を閲覧可能な各部隊において探索を行うことにより、文書 2 は紙媒体及び電子媒体のいずれも存在しないことを確認した。

また、本件異議申立てを受け、改めて上記の確認を行ったが、文書 2 の存在は確認されなかった。

(2) そこで、諮問庁の上記 (1) の説明について検討する。

ア 当審査会において文書 1 及び文書 3 を見分したところ、各表紙の左下部に、文書 1 には「保存期間：1 年未満（27. 9. 28 まで保存）」、文書 3 には「保存期間：1 年未満（27. 11. 9 まで保存）」とそれぞれ記載されていることが認められる。

この記載について、当審査会において陸上自衛隊文書管理規則 42 条 3 項及び 4 項を確認したところ、原議書以外の文書は、その利用及び保存の実態に応じて、事務処理上必要な期間を 1 年未満の範囲で設定することができ、その保存すべき期間を「1 年未満（〇〇まで保存）」と具体的な保存期間満了時期とともに表示するものとされていることが認められ、「陸幕だより」がもともと陸上自衛隊内部のネットワークである陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示することにより各部隊において閲覧できるように部内で適時に電子媒体で作成された広報手段であり、長期間の保存を必要としていないと考えられることに鑑みると、その保存期間は次号発行予定日の前日までとされているとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

また、上記システムに掲示された「陸幕だより」の保存期間満了による廃棄の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次号を上書きすることにより処理が行われていると

の説明であり、下記３（１）アのペーパーレス化の促進及び業務簡素化の観点とも整合していることから、この説明にも、不自然、不合理な点はない。

そうすると、文書２及び文書３の開示請求を受け付けた平成２７年１１月２日の時点（以下「本件開示請求受付時点」という。）では、上記システム上には「陸幕だより」の最新号である文書３が掲示されており、文書２は次号である文書３が掲示された時点で保存期間が満了して上書きされ、上記システム上から廃棄されていたことになる。

したがって、本件開示請求受付時点において、文書２は廃棄されていたとする諮問庁の説明は首肯できる。

イ そして、文書２について、関係各部署の探索並びに担当部署内における陸上自衛隊指揮システムに掲示したデータ以外の電子媒体及び紙媒体の確認を行ったが、本件開示請求受付時点では文書２の存在は確認できず、さらに、本件異議申立てを受け、確実に期すために再度探索したが文書２の存在は確認できなかったとの諮問庁の説明も不自然、不合理とは認められず、また、その探索の範囲、方法等が不十分であるともいえない。

ウ したがって、防衛省において、文書２を保有しているとは認められない。

### ３ 本件対象文書の特定の妥当性について

（１）異議申立人は、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求めているところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、上記２（１）アで説明したとおり保存期間が満了しているものは廃棄済みであり、また、保存期間経過前のものは陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示しており、ペーパーレス化の促進及び業務簡素化の観点から、印字した紙媒体は保有していない。

イ 文書１及び文書３の電磁的記録は、いわゆるプレゼンテーションソフトにより作成した原稿データを閲覧用に直接PDFファイル化したデータであり、開示請求時点に掲載していたデータを特定している。また、原稿データは閲覧用のPDFファイル形式のデータを作成後廃棄しているため、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

ウ なお、本件各異議申立てを受け、確実に期すために再度の確認を行ったが、紙媒体及び原処分で特定したPDFファイル形式以外の電磁的記録の存在は確認することができなかった。

（２）そこで検討すると、本件対象文書は、上記２（２）のとおり、保存期間が次号発行予定日の前日までと短く定められており、長期間の保存を

必要としていないこと、また、保存期間満了後に次号を上書きすることにより前号を順次廃棄しているところ、本件対象文書の管理は、電磁的記録の形式で行うことがペーパーレス化の促進及び業務簡素化にもつながることから、本件対象文書は電磁的記録のみで保有しているとする諮問庁の説明に不自然な点はなく、これを覆すに足りる事情も存しない。

また、諮問庁は、紙媒体及び原処分で特定した文書1及び文書3のPDFファイル形式以外の電磁的記録の存在について、確実に期すために再度の確認を行ったが、その存在は確認されなかった旨説明しているところ、防衛省における上記のような本件対象文書の管理状況からみて、その確認が不十分であるとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

(3) 以上のことから、本件対象文書を特定したことは妥当である。

#### 4 文書1及び文書3の不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1及び文書3の不開示部分は、文書1の3枚目及び4枚目並びに文書3の5枚目にそれぞれ掲載された自衛官等、個人の写真の顔部分であることが認められる。

(2) そこで、自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、本件不開示部分の自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明であった。

また、文書1の3枚目の不開示とされている自衛官の制服を着用していない人物について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1の3枚目の人物は自衛官ではない防衛省職員等であり、いずれも慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている者ではないことから不開示としたとのことであり、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) 写真の顔部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文前段に該当する。そして、本件対象文書で不開示とされている顔部分については、当該写真に写った階級章その他の態様に鑑みれば、諮問庁が公表慣行があるとする将官に係るものとは認められないことから、当該顔部分については、いずれも同号ただし書イの規定により慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

さらに、写真の顔部分は、いずれも個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件対象文書のうち、文書2を保有していないとし、文書1及び文書3の一部を法5条1号に該当するとして不開示としたことは、防衛省において、文書2を保有しているとは認められず、文書1及び文書3の不開示部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子